

発議案第 8 号

農商工連携特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 10 月 23 日

提出者	盛岡市議会議員	工 藤 健 一
賛成者	盛岡市議会議員	兼 平 孝 信
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	浅 沼 克 人
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	中 村 亨 行
〃	〃	千 葉 伸 也
〃	〃	神 部 伸 浩
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子
〃	〃	後 藤 百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

## 農商工連携特別委員会の設置について

- 1 本議会に農商工連携特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、農商工連携特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、農商工連携に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 農商工連携特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。